

第Ⅲ期一般事業主行動計画

令和 4 年 3 月 2 4 日総長裁定

1. 計画期間

(1) 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 4 年間とする。

(2) 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正等に応じて弾力的に変更できるものとする。

2. 行動計画に掲げる目標

(1) 女性教員の割合を 1 6 %以上にする。

(2) 育児と仕事の両立支援制度（短時間勤務等）の利用者を 1 0 %増加させる。

3. 取組内容

(1) 第 4 期中期目標・中期計画期間における女性教員の割合を向上させる目標の設定（令和 4 年 4 月～）

(2) 女性教員の採用を効果的に促進するため、女性教員を採用した部局へのインセンティブ制度の推進（令和 4 年 4 月～）

(3) 多様な部署への女性職員の配置を推進（令和 4 年 4 月～）

(4) ワーク・ライフ・バランスを充実させるための時間外労働の縮減及び休暇取得の促進（令和 4 年 4 月～）

(5) 出産等のライフイベントによる離職防止のための育児支援制度の推進（令和 4 年 4 月～）

(6) 育児休業・育児短時間勤務等の利用に公平な評価の実施（令和 4 年 4 月～）